

平成21年3月

## 総務委員会会議録

平成21年3月5日（木曜日）

午前10時47分から

午前11時40分まで

市役所 第3会議室

### ◎出席委員（7名）

委員長	柴山一生君	副委員長	中村貴文君
	山本誠君		後藤幸夫君
	熊澤宏信君		三浦知里君
	小池昭夫君		

\*\*\*\*\*

### ◎欠席委員（なし）

\*\*\*\*\*

### ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主 事 兼 松幸枝君

\*\*\*\*\*

### ◎説明のため出席した者の職・氏名

市長公室長	宮島敏明君	総務部長	大鹿俊雄君
出納室長兼会計課長	岩田敏己君	消防長	牧野一夫君
秘書広報課長	小島豊光君	企画政策課長	大西正則君
総務課長	日比野純雄君	情報管理課長	日比野秀充君
消防庶務課長	丹羽俊久君		

\*\*\*\*\*

### ◎付託議案

第26号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第6号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 2款 総務費（1項総務管理費のうち12目交通防犯対策費  
及び14目新庁舎建設費を除く）

8款 消防費

第2条の第2表 繰越明許費補正

第3条の第3表 地方債補正

第30号議案 平成20年度犬山市土地取得特別会計補正予算（第1号）

+

第36号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第7号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 2款 総務費

第2条の第2表 繰越明許費補正

+

+

+

午前10時47分 開会

◎柴山委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに総務委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第26号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第6号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費のうち12目交通防犯対策費及び14目新庁舎建設費を除く）、8款 消防費、第2条の第2表 繰越明許費補正、第3条の第3表 地方債補正、第30号議案 平成20年度犬山市土地取得特別会計補正予算（第1号）、第36号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第7号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 2款 総務費、第2条の第2表 繰越明許費補正です。

お諮りいたします。

付託議案の審査の方法につきましては、まず1議案ごとに当局の説明の後、その都度質疑を行い、全付託議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 異議なしと認め、1議案ごとに当局の説明、その後、質疑を行います。

最初に、第26号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

まず、歳入からお願いします。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 （第26号議案歳入説明）

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 （第26号議案歳入説明）

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 （第26号議案歳入説明）

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 （第26号議案歳入説明）

◎柴山委員長 続いて、歳出の説明をお願いします。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 （第26号議案歳出説明）

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 （第26号議案歳出説明）

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 （第26号議案歳出説明）

◎柴山委員長 日比野情報管理課長。

◎日比野情報管理課長 （第26号議案歳出説明）

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長（第26号議案歳出説明）

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

山本委員。

◎山本委員 3月の補正予算、平成20年度が大体これで終わりますけれども、国の方では、プライマリーバランスということで2011年難しい状況となっておりますけれども。犬山のずっと続いてやっていきたいと思うんですけれども、平成20年度としてはどういう形になるのか、そのあたりをお示しいただきたいと思います。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 今回の議案質疑でもございましたが、市財政調整基金に今回、平成20年度に6億円ほど繰越しを計上させていただきましたが、そのまま残させていただきました。それから、それにあわせて今回平成20年度で減収補てん債、こちらの方を2億6,760万円の今回補正計上をさせていただきました。こちらにつきましては、その事業に充当をさせていただいたわけですが、当初その事業につきましては、一般財源の充当する金額に対して充てたということですのでその部分を財政調整基金へ積みまして、それから楽田地区のまちづくり交付金の過充当で来た部分です。その部分が1億1,061万円、こちらの方につきましても、財政調整基金の方に積みまして、それから繰越しの残分につきましても、2億8,500万円ほど財政調整基金に積みまして、合わせて基金に積みまして、平成20年度末に財政調整基金16億3,300万円ほどの残金を残しております。そちらにつきましては、平成21年度当初予算におきまして、準備をしまして、平成21年度予算におきましては、財政調整基金を8億6,000万円ほど、当初予算で計上させていただくと、このような手法をとりました。

続きまして、来年度につきましても、平成20年度で約11億円の繰越金を想定しております。そのうちの7億円ほど当初予算に充てまして、計上したいなというふうなことを考えております。

あわせて、平成21年度予算、今回補正予算の話でございますが、平成21年度におきましては、こういう制度債を積極的に活用していく、そのようなことで来年度の予算に向けて臨んでいきたいと、このように考えております。

◎柴山委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 今、山本委員のご質問にお答えしていないようですので、私の方からお答えさせていただきます。

まず、平成20年度ですけれども、プライマリーバランス、市債を除く歳入といたしまして、これは211億6,000万円ほど、公債費を除く歳出といたしまして、201億3,000万円ほど、したがって平成20年度の決算見込みにおきましては、10億3,400万円ほどのプライマリーバランスにおいては黒字を見込んでおります。

平成21年度につきましては、現時点での見込みに限ることなんですけれども、住民サービスの観点から、市債を除く歳入210億7,000万円ほど、公債費の歳出を219億円と見込んでおりますので、このプライマリーバランスにおきましては、8億3,000万円ほどの赤字になる

ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎柴山委員長 ほかに質疑はございせんか。

後藤委員。

◎後藤委員 12ページの財産収入ということで、少し質問したいと思ひますが、不動産を売り払われて、収入が5,991万9,000円ということになっております。やっぱり、その前に購入されたのか、そんな関係の中で、購入されていたかそれにもやっぱりバランスというのがやっぱりあると思うんですね。例えば、5,991万9,000円というような値段の中で売買されたということの配分というのですか。だから購入のその辺の内訳を少しお伺ひしたいんです。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 この決定につきましては、多分寄附を受けた土地でございます。それで、たまたまこちらの寄附をしていただいた方から、そこで目的というか、ここはどういうふうな土地で、従来、使い勝手が非常に悪いところです。そういうことから売り払ってくださいと、その点に関しましてはいろんな経緯ございまして、そこ全体を宅地開発をしたいということで、地権者でもございますから、ですから、たまたまそこを市に寄附した土地ですけど、当初、行政目的でもなくて、そちらの方で売り払っていただいて、地域全体で有効に使っていただいた方がいいということですので、そちらの方からそういう申し出がございまして、その申し出を受けまして、売却したものでございます。

◎柴山委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 少しだけお答えさせていただきたいと思ひますが、平成5年に確かに寄附いただいた土地です。ただし寄附いただいた以上、まずは行政目的で使うことが大前提であろうと、そういう視点におきまして、各部局において、行政目的での利活用を図りました。ところが、利活用のめどがつかない、行政においては利活用しないという判断のもとに売り払ったということです。普通財産に関しましては、維持管理費等々に関しまして、税金を使って維持管理していかなきゃいかんという観点から、普通財産で未利用地に関しては売却していく、そういう方針にのっかって売却したものでございます。その過程におきまして、まずは寄附を受けたものでございますので、地権者の方々の意向を聞いた、それで売り払ってよろしいということになりましたので、少し説明させていただいた事実が違いますので、よろしくお願ひします。

◎柴山委員長 他に質疑はございせんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第26号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第30号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 (第30号議案説明)

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

熊澤委員。

◎熊澤委員 これは当初予算で土地寄附いただいとるわけだね、3日前に大体話してきた。だけれども、今からやったって、もうあかんで、4月になりゃあいけるで、まあある程度いいと思います。だから、当初予算で土地基金をまた組んどいてくれればいいわ。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 今、熊澤委員の方よりご質問ありました件については、平成21年度予算の方で計上しております。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第30号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第36号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

◎大西企画政策課長 (第36号議案説明)

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

小池委員。

◎小池委員 外国人が2,000人以上あるということで、この給付をするということですが、けさのテレビでやっと思ったと思うんだけど、例えば、その人を証明するもの、日本人だと、免許証だとか、あるいは国民健康保険証とか、そういうものをコピーして出せということと言われてとるんですけど、外国人の対象というのが、納税者が対象なのか、全然関係なしに、犬山市に住んどるとい、居住しとる人が全部対象になるのか、それをお聞かせ願いたいと同時に、通訳だけで、何人予定するわけですか。960万円の金額で、1時間、通訳に対する報酬は幾らを見とるのか、1人に対して、そこをとりあえずお聞かせください。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 まず、外国人の給付対象者ということではありますが、基本的に外国人登録原票に登録されている方で、不法滞在者及び短期滞在者を除くということです。詳しく言いますと、まず定住外国人の方はすべて給付対象者になります。それで、それ以外の、永住外国人以外の方で、日本人の配偶者とか、永住外国人の配偶者など、身分または地位に基づき在留する外国人、こういった方も、永住以外にみえると思うんです。それと、就労目的で在留してみえる外国人とか、非就労目的で在留する外国の方等がありまして、いずれにしても、在留資格がある方、そういった方が、今先ほど言いました外国人登録原票に登録されている方ということで、在留期間を過ぎた不法に在留・滞在してみえる方とか、短期の滞在者、こちらは除くということです。だから、外国人登録原票に登録されている方はすべて対象となるということで、今実施に向けて調査して、拾い上げていっております。

次、通訳につきましてですが、通訳に対応するというので960万円計上しておりますが、先ほど答弁にありました4カ国語の通訳ということで、人材派遣の方でお願いする予定にしております。通訳は4人ということで、とりあえず今、予算計上で予定してますのは、2カ

月間、20日勤務で1日8時間お願いして、2カ月、4月、5月で集中して、多分外国の方が窓口相談に見えるということ想定しまして、2カ月間、4人の方をフルにお願いして、通訳の方、見積もりによりましては、平均5,000円と、1時間5,000円ということ来ております。ただ、これはあくまでも見積もりでありまして、やすいところは3,000円というところもありますので、そこら辺は今後詰めていきたいと思っております。

以上です。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 もう1点ですが、今度は犬山市にも今在住してござるかかわらんけどホームレス、そういう人たちが給付を受ける権利があるというふうに関いとるんですけど、どういうふうに関いとる人たちに対しては、方法をとるのかどうか。身分も当然必要だと思っております、その点については。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 ホームレスにつきましては、当初の見解では、いずれにしても住民登録してないとだめだということで、ただ、ホームレスにつきましては、基準日が2月1日の登録であります。ホームレスの方については、2月1日以降でも、登録された方には支給していいというふうになっております。ただ、公園とか、そういうところには登録が一切できませんので、そういった住所を特定できるような場所で登録していただければ、支給できます。ただし、具体的な詳しい取り扱い方法については、まだ総務省の方からの詳しい指針等が出ておりませんので、今後まだ期間が6カ月ありますので、その中で指針が出たら、そうした取り扱いをしたいと思っております。

以上です。

◎柴山委員長 他に質疑。

三浦委員。

◎三浦委員 さっき、議案質疑の中でも説明いただいたんですけど、報償費に関してですけど、これ、ひとり暮らしの方とかのお手伝い、どんな方が行かれるのか。やられるのか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 今回、報償費ということで協力者謝礼ということで、33万6,000円を計上させていただいておりますが、対策としましては、民生委員の方112人お見えになりますので、1人3,000円、これあくまでも総務省の方と、民生委員の方に代理人申請をさせていただいて、代理申請いただけるということがありますので、その場合は民生委員の方に受け取りができない、申請をされていない方を調べまして、申請していただく方をご連絡しまして、いずれは民生委員の方に協力いただけるということであれば、お願いしたいということで、とりあえず予算計上だけはさせていただいているということです。

以上です。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 さっき、ホームレスの話が出たんですが、これもちょっといろいろわさになっているが、DV等で、住基台帳のところにいる方についての給付金申請はどうなっている

か。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 DVの方につきまして、今、犬山に住んでいても、住民登録されていない方も今現在、基本的には2月1日現在に犬山市内に住民登録をしている方については、国の方からも支給するということではありますが、今の状況でありましたら、支給はできない状況と伺っております。基本的には住民登録している人でないとだめだということですので、ただ一部の市では、今回補正予算で計上いただいた地域活性化生活対策臨時交付金、こちらで別途支払ってもいいということでそういった対応をされる市もありますが、犬山の場合は、県の方に確認しましたら、もう事業費に全部充てておりますので、それはだめだということでもあります。したがって、いずれにしても定額給付金ということでの支給は、ちょっと難しいかなと思っておりますが、何らかの形で、国の方も今検討しています。したがって、定額給付金以外のもので、要するに支給する、それも市町村単独の予算で、平成21年度予算で給付できないかということも今、国の方でも検討しておりますので、そういった方向で、どうなるということは、ちょっと済みませんが、お答えができませんが、今、方向としてはそういうことで、別途支給という形になるかなと思っております。

◎柴山委員長 宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 DV被害者の関係につきまして、やはり問題がありまして、16日がリストに載る移動届けの最終日です。2月1日ですが、それから2週間の期間がありますので、16日が最終日ですので、本当にせっぱ詰まってからなんですけども、子ども未来課の方で把握しているDV被害者に対して、こういうことで、法制上保護されるようになっているんですね。警察に支援の申し出をしたりして。そういうことがあるからということで、話は、説明しに行ってます。子ども未来で5世帯くらい把握しているのですが、そのうち、受け取るのが可能と思われるというような方法が少しでもある方が3世帯ありまして、2世帯がちょっとあきらめてるというようなことで、そのときに返事をもらっている。そういう意味では、やはり、ばれて追っかけてこれると困るという、その恐怖感、それよりも給付金をあきらめた方がいいというような、こんなような返事をもらっておりますので、この方たちについては、何らかの方法がないか、これから他市町の状況等も見ながら考えていきたいというふうに思います。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 今、市長公室長から答弁いただいたのですが、逆に、2世帯とか、5世帯の内訳がよくわからないんですけど、定額給付金をあきらめて、子育て応援特別手当もかかるような子でしたら、大変な額になりますよね、逆に言うとな。だから、そういう点やっぱり何らかの方法で給付いただけたらと思います。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 今のDVだけだね、例えば、だんなが奥さんに暴力を振るったと、そこで逃げているという場合に、そのだんなが住んでる所在地で手続をしてしまったらどうなるんだ。あり得るでしょう。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。



◎大西企画政策課長 基本的には住民登録されている方、世帯の方に全員出るということですから。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 世帯主の申請で出ちゃう。そうすると、犬山に来ておっても、二重取りの可能性も出てくるということや。犬山市でもらえるような方法が何かできた場合に。そういうこともあり得るわけやね。

◎柴山委員長 宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 二重取りといいますか、その世帯にとっては、今の住民基本台帳上の世帯にとっては二重取りにはなりません。ただ、給付金は世帯主の方へお金が支払われていきますので、女性の方は受け取れないということになりますね。例えば、女性が被害者であれば。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 被害者が、犬山市で何らかの形でもらう方法ができて、もらった場合には、両方から、世帯主ももらってまっとなる。

◎柴山委員長 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

再 開

午前11時33分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

他に質疑はございませんか。

中村委員。

◎中村委員 今の事務手続上の関係で質疑をしたいんですが、申請書は、世帯主に発行されるということで、世帯主が申請するということですね。そのときに、口座振込とか、窓口での受け取りが多いと思うんですが、例えば口座振込に関した場合、申請者と口座振込が違う場合は認められるのか、あるいは窓口で、申請者じゃない方が、家族、当然家族ですけど、家族が来た場合、受け取りができるのか、その辺の事務的なことですがお尋ねしたいと思います。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 基本的には、世帯主に交付ですので、対象者は世帯主になりますが、口座も世帯主となりますが、今回、代理人申請ということもできますので、申請書の用紙の中に、代理人という指定する項目がありまして、そこに例えば世帯主の方が高齢の方で、なかなか来れないとか、口座は、例えば息子さんの口座に入れたいとか、そういった場合は、申請者の世帯主の方が息子さんを代理にすることを書いていただければ、口座の方も息子さんの口座に入る、なおかつ息子さんも、その場合は本人確認要りますので、免許証のコピー、代理人にされた方の免許証のコピーと、通帳のコピーを出していただくと。窓口も同じように、申請書をお持ちいただいて、そこに代理人の記載があれば、その息子さんが免

許証と通帳を持っておいでいただければ、そちらの方に振り込みというふうになります。

以上です。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 さっき、ちょっと外国人というお話が出まして、今、3年間の研修制度というのがあって、相当中国の方とか、ベトナムの方とか等々が日本へ入ってみえてると思いますけど、そういう方についてはどうなるのかということと、それからあと、今出てきたDV、ホームレス、外国人と、三つ出てきましたが、これ以外で何か配付が困難な方、考えられる、想定される方というのはどういう方なのか、そのあたりについてお示しいただきたいと思えます。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 外国人の方につきましては、外国人登録原票に登録されているということですので、それを見ましたら、研修目的ということでも、3年であれば、当然、この在留資格を有するものですから、2月1日でも給付されるということになります。

また、DV、ホームレス以外の方で、給付困難な方ということにつきましては、先ほど言いましたひとり暮らしの方とか、施設に入ってみえる方、老人ホーム、特別養護老人ホームとか、そういったところの施設に入ってみえる方については、今後どういった支給の方法、また、総務省の見解では、施設の、そういった介護する職員に代理をさせて、払うこともできるというようなことは通知が来ておりましたので、その辺もあわせて担当部署、長寿社会課、福祉課等もあわせて、今後支払い方法については、ちょっと検討したいなというふうに考えております。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第36号議案に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

再 開

午前11時38分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

討論を行います。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第26号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。

午前11時40分 閉会

+